

東京大学情報学環社会情報研究資料センターアーカイブスタジオ利用規定

平成 30 年 1 月 19 日教授会了承
東京大学情報学環附属社会情報研究資料センター運営委員会

1. 目的

東京大学情報学環附属社会情報研究資料センター運営委員会は、東京大学情報学環アーカイブスタジオ（以下「アーカイブスタジオ」とする）の公平かつ有効な利用を実現することを目的として、本規定を定める。

2. 開室時間

アーカイブスタジオの開室時間は、原則として下記の通りとする。

- (1) 平日10時から17時まで
- (2) 土日・祝祭日は閉室
- (3) 学内事情により臨時に閉室することがある。

3. 利用者

アーカイブスタジオの利用者は、下記の通りとする。

- (1) 東京大学の学生、教職員等
- (2) その他、運営委員会が許可した者

4. 利用条件

アーカイブスタジオの利用条件は、下記の通りとする。

- (1) 資料等のデジタル複写（撮影）のために、アーカイブスタジオの利用を希望するものは利用申請書を提出する。利用申請書は東京大学情報学環社会情報研究資料センター委員会により審議される。
- (2) 申請を承認されたものは、スタジオ内の備品であるカメラスタンド・ライトを利用することができる。

5. 利用料金

アーカイブスタジオの利用料金は、下記の通り定める。

- (1) 1時間ごとに900円
- (2) 1日（7時間）利用の場合は6300円
- (3) 学環・学府授業での利用は無料とする。

6. 利用の手続き

アーカイブスタジオの利用は、下記の手続きにより行う。

- (1) 利用者は利用日の2週間前までに、定められたフォームの利用申請書を提出する。
- (2) 利用許可書はメール添付で送付するため、各自で印刷のうえ利用時に持参する。
- (3) キャンセル料は利用日の5開室日前から発生し、金額については下記の通りとする。

利用日の5開室日前から利用料の25%

利用日の3開室日前から利用料の50%

利用日当日利用料の100%

7. 禁止行為

下記の禁止行為を行った者に対しては、アーカイブスタジオの利用を停止する。

- (1) 所定の手続きを経ずに、不正にアーカイブスタジオを利用する行為
- (2) 利用申請書に虚偽の記載を行う行為
- (3) 係員の指示に違反し、他の利用者に迷惑を与える行為
- (4) 著作権の侵害にあたる不法行為
- (5) その他、運営委員会が禁止した行為

(附則 本規程は 2018 年 2月1日より施行する)

東京大学情報学環アーカイブスタジオの利用に関する注意事項

1. アーカイブスタジオ利用上の注意

- (1) アーカイブスタジオの利用に、カメラマン・撮影補助等の技術スタッフは含まれておりません。利用者が別途手配するか、各自の責任で撮影作業を行ってください。
- (2) アーカイブスタジオに備え付けの図書・PCなど、カメラスタンド・ライト以外の物品の利用はできません。
- (3) セッティング、片付けなども利用時間に含まれますのでご注意ください。
- (4) ゴミはすべて持ち帰り、終了後は清掃してください。

2. カメラスタンド・ライト利用上の注意

- (1)各自で利用前・利用後に部品などの確認をしてください。
- (2)利用中に故障・破損等が発生した場合は、速やかにスタッフに申告してください。損害を賠償していただきます。
- (3)利用者に損害賠償責任の負担が生じた場合に備えて、(財)日本国際教育支援協会による「学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)」に加入してください。詳しくは所属学部・研究科の窓口にお問い合わせください。 —